

令和6年(ワ)第4457号 損害賠償請求事件

原告 榎本清

被告 東大和市

同代表 和地仁美

上申書

2025年7月2日

東京地方裁判所立川支部民事第3部4B係 御中

原告 榎本清

本裁判は、6月28日の第3回口頭弁論をもって結審となり、8月26日の判決言い渡し
が裁判長から告げられました。そのさい、裁判長から「(裁判所に)来る必要はありません」
「判決文は送ります」、とのことが伝えられました。

原告はこれを聞いて、いささか奇異な感じがしました。日本国憲法第82条1項には、「裁
判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。」とあります。釈迦に説法ですが、裁判の公開
原則であり、国民の権利です。

被告・原告等の当事者に比して、裁判長は法廷では絶大な権限を持っています。その裁判
長からこのように言われたとき、一般人である当事者・傍聴人を含む関係者、とりわけ本人
訴訟当事者が、「法廷に来て裁判長から判決を聞くことはできないのだ」と受け止めてしまっ
ても、これを責められるでしょうか。

もとより、裁判長に憲法第82条1項を侵害する意図があろうとは考えていません。裁判
長は通常の裁判(原告・被告ともに代理人を立て、判決言い渡しには当事者不在)における
判決言い渡しを想定され、そのように言われたのだらうと推測します。これは民事訴訟法第
250条、及び251条2項によるものであることも理解しています。原告はそのように理解
し、了解したとはいうものの、人によっては、上記のように受け止めてしまうことがない
とは言えません。

実は、原告は以前にも判決言い渡しにおいて不快な思いをしたことがあります。自身の訴訟
の判決言い渡しがなされた後、そのまま続けて次の訴訟の判決言い渡しが行われ、(原告はま

だ法廷内にいたため) 何がどうなっているのか訳が分からず戸惑っていると、書記官から早く退出するように指示されたのです。

裁判とは、原告にとって他のあらゆる手段を尽くしても解決しないため、司法にその判断を委ねるものです。その判決言い渡しにおいて、まるで流れ作業のように扱われることは、判決の内容もさることながら、いかにも耐え難い屈辱です。原告が判決言い渡しに出廷したいという思いの背景には、そのようなこともあります。

すでにご承知のとおり、原告は代理人を立てず「本人訴訟」でこの裁判に取り組んできました。それゆえ、判決の際には裁判長自身から発せられる言葉で、たとえ主文だけであろうとも、直接お聞きしたいと考えています（もちろん、体調等の事情により出廷できないこともあり得ます。その場合は書記官に連絡します）。この裁判に関心を持ち、傍聴に来てくださった方々もそのように考えておられることと、原告は確信しています。

原告は、憲法第 82 条 1 項、及び民事訴訟法第 250 条に従い、判決言い渡しに出廷することをお伝えします。

以上